

6 事業・取組の概要及び目標

基本施策1 生産から消費に至る食の安全を確保します。

(1) 安全な食品の生産と供給

食品の安全性を確保するためには、生産者や製造加工者自らが食の安全に関する理解を深め、自主的に取り組むことが必要であることから、その取組を促進して、安全な食品の生産と供給を図ります。

ア 安全な農林水産物の生産と供給

生産者自ら実施する栽培管理や衛生管理等に関する技術の普及を図り、生産者の自主的な取組を促進して、安全な農林水産物の生産と供給を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ GAP（農業生産工程管理）取組産地数	166産地（26年度実績）	⇒ 186産地
○ 有機栽培・特別栽培面積（水稻）	3,656ha（26年度実績）	⇒ 5,000ha

【具体的な取組み】

① 農薬適正使用の推進（防除履歴の確認） [環境保全農業課]

農産物の生産段階での農薬散布履歴の記帳はもとより、JA等生産団体が農産物出荷前に農薬使用履歴をチェックする体制を整備するようにしています。

② 食の安全・安心の推進（GAPの推進） [環境保全農業課]

県産農産物の生産段階における安全確保に向け、GAP（農業生産工程管理）の推進導入を図ります。

GAPとは？

GAPは、Good Agricultural Practiceの略で、日本語では「農業生産工程管理」と訳され、「ギャップ」と読みます。

農産物の生産から出荷に至るすべての農作業の工程で、人の健康に悪影響を及ぼすような危害が発生しないように、安全性などをチェックし、管理する手法のことです。

また、この手法により環境の保全や農産物の品質向上、労働者の安全確保にも役立ちます。



③ 「環境と共生する農業」の啓発 [環境保全農業課]

たい肥等を活用した土づくりや化学農薬・肥料の削減を一体に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進し、これらの技術を導入する「エコファーマー」を育成することにより環境と共生した農業を積極的に普及します。

④ 有機栽培等の推進

[環境保全農業課]

有機栽培・特別栽培による産地づくりを進めるため、有機栽培・特別栽培に関する農業者、消費者、流通関係者、行政機関等の関心と理解の促進に努めます。

有機栽培とは？

有機栽培とは農地の自然循環機能の維持増進を図って、化学農薬、化学肥料に頼らずに作物を栽培する方法です。やむを得ない場合に限って、有機JAS規格に規定された資材を使って栽培することができます。また、有機農作物を販売する場合は、認定機関による認証が必要です。認定には有機農産物の日本農林規格（有機JAS規格）が適用されます。

特別栽培とは？

特別栽培は県が定めた、地域別に、一般栽培における農薬の成分ごとの散布回数と化学肥料の量を半分以下にして栽培する方法です。この場合、生産の過程で使用した農薬を明記して表示することが求められます。

⑤ 死亡牛のBSE検査の推進

[畜産課]

畜産物の安全性を確保するため、「牛海綿状脳症対策特別措置法」の規定に基づき、死亡牛についてBSE（牛海綿状脳症）検査を実施するとともに、BSEの原因究明を行います。

BSEとは？

BSEとは、Bovine Spongiform Encephalopathyの略で、異常プリオン（タンパク質）により、牛の脳の組織が海綿状（スポンジ状）になる牛海綿状脳症という牛の病気のことです。この病気は、昭和61年に英国で発見され、世界各地に広がり、我が国では、平成13年9月に初めて確認されました。農場で飼育されている牛が食肉になる際には、「牛海綿状脳症対策特別措置法」及び「と畜場法」に基づき、BSE（スクリーニング）検査が実施されていますが、農場で病気や事故等により、死亡した牛についても、平成16年4月より「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づき、24ヶ月齢以上の全ての死亡牛についてBSE検査が行われております。（平成27年4月から、検査対象対象月齢が48ヶ月齢となっています。）

この検査結果は、BSEの汚染状況を把握するとともに、そのまん延防止対策や新たな発生の予防対策に用いられます。また、死亡牛については、その全てが廃棄物として処分され、決して食用や飼料用等に回ることはありません。

⑥ 安全・安心きのか栽培の推進

[林業振興課]

安全・安心なきのか栽培を推進するため、放射性物質対策を盛り込んだ福島県安心きのか栽培マニュアルに基づく栽培方法の指導を実施します。

⑦ 元気な産地づくり推進事業

[園芸課]

県及び関係団体で構成する新たなふくしまの未来を拓く園芸振興プロジェクトにおいて、安全・安心の確保と販売対策強化の取組を推進するとともに、県オリジナル品種の全県的な普及・拡大を図り、「ふくしまの恵みイレブン」の主力品種として、栽培面積、出荷量の早期拡大を図ります。

イ 安全な食品の製造加工

安全な食品の製造加工のために、衛生管理等に関する技術の普及を図り、製造加工者の自主的な取組を促進します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ HACCP承認施設における不良食品発生件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 食品製造・加工に関する技術相談

[産業創出課]

多様化する消費者ニーズに対応して食品加工の現場で生じる様々な技術的課題に対し、適切なアドバイスを行います。

② 食品の高度衛生管理(HACCP)の推進

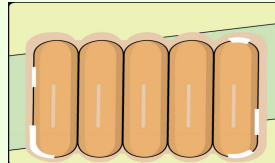
[食品生活衛生課・中核市]

食品製造施設において、高度衛生管理(HACCP)導入施設に対し、専門的な監視・指導等を実施し、当該施設で製造される食品の安全確保を図ります。

HACCPとは？

食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析(Hazard Analysis)し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点(Critical Control Point)を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理手法のことです。

このHACCP手法の考え方を取り入れた食品の製造過程(総合衛生管理製造過程)は、平成7年、食品衛生法の改正により営業者の任意の申請による厚生労働大臣の承認制度として創設されました。



③ 飲料水関係施設の衛生確保

[食品生活衛生課・中核市]

飲料水及び食品の製造に使用する原材料や器具・機材等の洗浄水として供給される水道水等の安全を確保するため、水道施設や井戸水源等の適正な管理について、指導・助言を行います。

(2) 生産から消費に至る監視・指導の強化

食品の安全性を確保するため、生産から消費に至る各段階において、これに関わる生産者、食品関連事業者に対する監視・指導を行います。

ア 生産段階における監視・指導の強化

生産者に対して、農薬、動物用医薬品等の適正使用に関する助言指導など、安全な農林水産物の生産に向けた安全管理の指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品衛生法に基づく検査での残留農薬違反件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 養殖出荷魚の残留薬品の検出回数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 毒化貝類の出荷件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 動物用医薬品の製造・販売業者の適法状況割合	100%(26年度実績)	⇒ 100%

【具体的な取組み】

① 農薬適正使用の推進(啓発・指導)

[環境保全農業課]

福島県農薬適正使用推進方針に基づき、全県的には福島県農薬適正使用推進会議、農林事務所単位で地方農薬適正使用推進会議を設置して、農業者、関係団体等に農薬の適正使用を推進していきます。

② 県産米のカドミウム対策

[水田畑作課]

米のカドミウム濃度が基準値(0.4ppm未満)を超えないための営農対策を行います。栽培管理・土壌管理(土壌改良資材の施用)等の営農指導、客土及び転作誘導を指導します。

③ 魚類防疫指導

[水産課]

内水面水産試験場実施の講習会・巡回指導を通じて、県内養殖業者に対し水産用医薬品等の使用が適正にされるよう指導を行い、養殖水産物の安全を確保します。

④ 貝毒検査指導

[水産課]

生産段階での貝類の安全性を確保するため貝毒の検査を実施し、毒化貝類の出荷を防止します。

⑤ 水産物産地市場衛生管理指導

[水産課]

安全な水産物を出荷するため、産地市場関係者に対して様々な機会を利用し、衛生管理の徹底を図ります。

⑥ 動物薬事監視・指導

[畜産課]

動物用医薬品の適正流通を図り、畜産物の安全性を確保するため、県内の動物用医薬品等製造業者及び販売業者に対し、動物用医薬品の適正販売等監視・指導のための立入検査を実施します。

動物用医薬品とは？

農場などにおいて飼育されている牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用される抗生物質や寄生虫駆除剤等の薬品のことです。

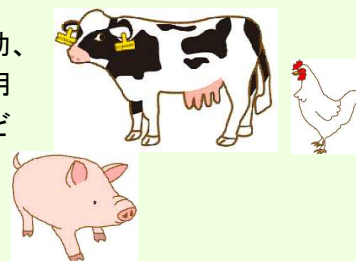
⑦ 飼料の安全確保強化の指導

[畜産課]

飼料及び飼料添加物の安全性を確保するため、県内の飼料製造及び販売者に対し、飼料及び飼料添加物の製造販売の安全性に係る立入検査を実施します。

飼料添加物とは？

飼料の品質低下の防止、飼料の栄養補助、飼料が含有している栄養成分の有効な利用促進を目的として、飼料に添加、混和などさせている薬剤や栄養素のことです。



イ 製造・加工段階における監視・指導の強化

食品の製造・加工施設及び大規模調理施設等に対する監視・指導を強化し、不良食品や食中毒防止対策の徹底を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品製造施設に起因する不良食品発生件数	42件(26年度実績)	⇒ 21件以下
○ 食品営業施設・給食施設での食中毒発生件数	11件(26年度実績)	⇒ 6件以下

【具体的な取組み】

① 食品製造施設の監視・指導

[食品生活衛生課・中核市]

福島県、郡山市及びいわき市は、それぞれが策定した「食品衛生監視指導計画」に基づき、衛生的な施設管理が図られるよう、食品製造施設の監視・指導を実施し、不良食品の製造を防止します。

「食品衛生監視指導計画」とは？

食品衛生法第24条の規定により、都道府県知事、保健所を設置する市長などは、毎年度、翌年度の当該自治体が行う監視指導の実施に関する計画を定めることとされており、この計画が「食品衛生監視指導計画」です。

この計画には、以下のことが定められています。

- 1) 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
- 2) 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 3) 隣接する自治体等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項
- 4) その他監視指導の実施のために必要な事項

② 食中毒の防止対策 [食品生活衛生課・中核市]

旅館、仕出し屋、弁当屋等の大量調理施設の監視、食品の検査、衛生講習会等により、食中毒発生の未然防止を図ります。また、食中毒発生時において、迅速かつ確かな調査を実施し発生原因及び原因施設を特定するとともに再発防止を指導します。

③ 県特産食品製造施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

県特産食品における不良食品が市場等へ出荷、流通販売されないよう、県内各地の特産食品製造施設を監視・指導するとともに、製造者を対象に衛生講習会を実施します。

④ 特定給食施設管理事業 [健康増進課]

健康増進法に基づく給食施設の指導を実施することにより、給食の栄養状況の改善を図ります。

⑤ 集団給食施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

学校給食施設、保育所、社会福祉施設、病院等の給食施設の立入検査を実施し、安全な給食の提供が図られるよう、衛生指導を行います。

また、学校給食に関わる納入業者についても、関係部局・機関等と連携を図り、衛生指導を行います。

⑥ 学校給食施設衛生管理指導 [健康教育課]

学校給食施設を訪問し、「学校給食実施基準」や「学校給食衛生管理基準」の遵守状況について指導・助言を行います。

ウ 流通・販売段階における監視・指導の強化

卸売市場や大規模小売店等の食品販売施設における監視・指導を強化し、食品の衛生管理の徹底を図ります。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○食品の流通販売施設に起因する不良食品発生件数	16件(26年度実績)	⇒ 8件以下

【具体的な取組み】

① 市場・大型小売店等の食品調理・販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

食品の取扱い量の多い市場、大型小売店（調理部門を含む）及び仕出し・弁当屋において、衛生的な食品の取扱い、適正な食品の保存方法及び表示の実施について監視・指導を実施し、不良食品を排除します。

② 卸売市場の品質管理指導 [農産物流通課]

食品を安全に流通させるため、地方（その他）卸売市場の開設者をはじめとする関係者に対し意識啓発セミナーを開催します。

③ 米トレーサビリティ法に基づく監視・指導 [環境保全農業課]

集荷業者、米穀卸業者、小売業者及び外食店等に対する巡回調査等を実施し、適正な米穀流通に向けた指導・啓発等を行います。

エ 輸入食品に対する監視・指導の強化

輸入食品の流通状況等の正確な情報収集を実施するとともに、輸入食品の流通・販売施設及び輸入食品を原料とする食品製造施設等の監視・指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 輸入食品での不良食品発生件数	0件(26年度実績)	⇒ 0件

【具体的な取組み】

① 市場・大型小売店等における輸入食品の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

輸入食品の取扱い量が多く流通販売の拠点となる市場及び大型小売店の監視・指導を実施し、輸入違反食品を排除します。また、食品製造施設の監視時において、輸入食品を原材料として使用している実態が確認された場合は、当該輸入食品の表示等を調査し、違反食品の使用を未然に防止します。

(3) 食品表示の適正化の推進

生産、製造・加工及び流通販売施設での食品表示の確認検査等を実施し、関係法令に基づいた適正な表示の指導を強化します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 食品表示法に基づく表示不良食品の発生件数	57件(26年度実績) ⇒	28件以下

【具体的な取組み】

① 食品の製造施設及び食品調理・販売施設の監視・指導 [食品生活衛生課・中核市]

食品製造施設及び食品調理・販売施設に対し、立入調査を行い、食品の製造工程において、適正な表示がなされているか、また、食品の調理・販売施設において、適正に表示された食品が販売されているか、食品関連事業者等に対して、HACCP(危害分析・重要管理点)方式の衛生管理を取り入れた衛生管理について助言・指導を行い、製造から流通販売までの段階における適正な食品表示の徹底を図っていきます。

② 適正表示推進者養成講習会 [郡山市]

関係機関(東北農政局福島地域センター、福島県県中農林事務所、福島県県中地方振興局)と連携し、加工食品の適正な表示を推進する中心的人材を養成する講習会を開催します。

③ 食品表示の適正化指導(製造段階) [環境保全農業課]

適正な食品表示を推進するため、県内の食品加工業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し食品の適正表示を指導します。

④ 食品表示の適正化指導(流通販売段階) [環境保全農業課]

適正な食品表示を推進するため、県内の生鮮食品業者に対して、食品表示法に基づく調査等を実施し、食品の適正表示を推進します。

食品表示法とは?

国(内閣府消費者庁)は、平成23年9月から平成24年8月にかけて「食品表示一元化検討会」を開催し、食品表示に関する一元的な法律の制定に向けて検討を行ってきました。

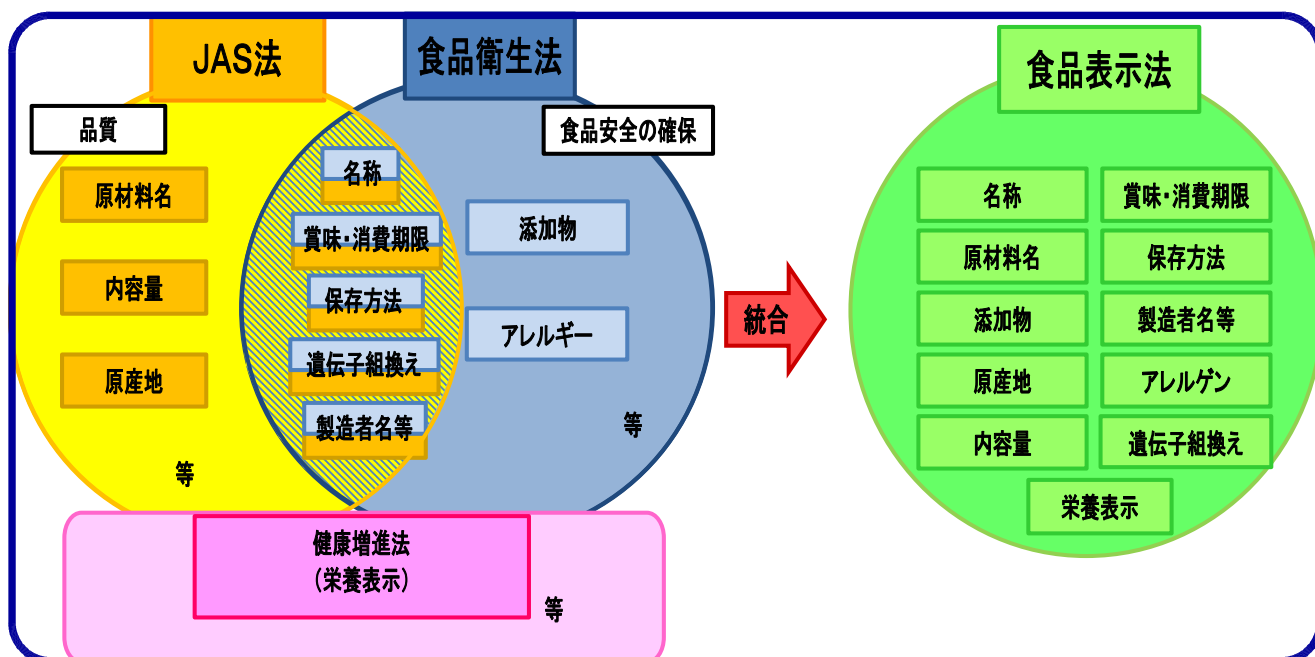
国は、上記検討会からの報告書を受け、平成25年6月、「食品表示法」を制定し、本法は、平成27年4月1日より施行されています。

食品表示法第4条に基づく「食品表示基準」(内閣府令第10号)が平成27年3月20日に公布され、これまでの58の食品基準が、1つの基準に統合されました。

(基準の概要)

- ① 食品の分類を、「加工食品」、「生鮮食品」、「添加物」の3つに区分して、それぞれの分類ごとに、食品関連事業者等が表示すべき事項を規定しています。
- ② 表示すべき事項としては、従前どおり、名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限又は賞味期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、原産地、内容量等が規定されています。

新たな食品表示制度（平成27年4月1日より施行）



※このほか、景品表示法（虚偽、誇大な表示の禁止）、不正競争防止法（不正な競争の防止）、計量法（適正な計量の実施を確保）なども食品表示に関係します。

（出典：消費者庁ホームページ、いわき市保健所ホームページ）

⑤ 表示等適正化事業

[消費生活課]

景品表示法に基づき、被疑事案について、調査、指導を行い、不当景品類・不当表示を防止します。

⑥ 表示制度の徹底、相談・普及

[健康増進課]

健康増進法に係る栄養表示基準、特別用途食品、いわゆる健康食品の表示等について適正なものとするため、食品営業者（製造者や販売者、広告を行う者等）を対象とした相談・指導、講習会等における普及を行います。

特別用途食品とは？

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。

表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。健康増進法に基づく「特別の用途に適する旨の表示」の許可には、特定保健用食品（食生活において、特定の保健の目的で摂取するものに対し、その摂取により当該保健の目的が期待できる旨の表示をする食品）も含まれます。



(4) 食の安全を確保するための検査体制の充実

食品検査施設等における検査の精度管理の徹底を図るとともに、生産、製造・加工、流通・販売段階及び学校や社会福祉施設における消費段階において、幅広く食品の検査を行い、違反食品の排除を図るなど、食品の安全性を確保します。

【平成29年度までの成果目標】

(代表指標)	(現況値)	(平成29年度)
○ 福島県試験検査精度管理における検査値の逸脱施設数	2件(26年度実績)	⇒ 0件
○ 食品衛生法上の不良食品発生件数(規格基準違反件数)	9件(26年度実績)	⇒ 4件以下

【具体的な取組み】

① 福島県試験検査精度管理

[薬務課]

県内の検査機関の検査精度の確保を図る目的で精度管理事業を実施するとともに、食品及び細菌項目参加機関における検査結果の信頼性の確保を図ります。

② 食品検査GLPの実施

[薬務課]

衛生研究所の検査結果の信頼性を確保するため、毎年度、外部精度管理事業に参加し、検査精度の維持向上に努めます。

GLPとは？

GLP（ジーエルピー：Good Laboratory Practice（試験検査の業務管理）とは、検査施設ごとに検査の作業手順や記録方法などについて具体的に管理する基準を定め、それに基づき作業が適正に行われているかどうかを、検査の業務に関わらない第三者が確認し、検査結果の信頼性を確保するシステムのことです。

③ 学校給食の自主点検の実施

[健康教育課]

「学校給食衛生管理基準」に基づき、学校給食施設で調理加工された食品について、細菌等の検査を実施し、食中毒の防止を図ります。

④ 学校給食食材の定期点検

[健康教育課]

「学校給食衛生管理基準」に基づき、給食用食材の点検を実施し、食中毒の防止を図ります。

⑤ 食品の病原微生物・有害化学物質の検査

[食品生活衛生課・中核市]

畜産食品における食中毒菌等の病原微生物、水産食品におけるウイルス、貝毒、腸炎ピブリオ等、県産米のカドミウムの検査を実施し、不良食品の排除に努めます。

⑥ 畜水産食品中の抗生物質等モニタリング検査

[食品生活衛生課・中核市]

食肉、卵、牛肉、魚介類等の畜水産物について、残留抗生物質等のモニタリング検査を実施し、不良食品の排除に努めます。

⑦ 食品中の残留農薬検査 [食品生活衛生課・中核市]

県内に流通する県内・県外及び輸入農産物における農薬の残留度を測定し、その使用実態を把握し、不良食品の排除に努めます。

⑧ 食品添加物の適正使用取締り [食品生活衛生課・中核市]

使用頻度の高い食品添加物を重点的に検査し、不良食品を排除するとともに、製造者等に対し適正使用の指導を行い、不良食品の流通を未然に防止します。

⑨ 食品等の腸管出血性大腸菌汚染実態調査 [食品生活衛生課・中核市]

食品の汚染実態を調査し、汚染食品の提供販売を防止し、食中毒の未然発生防止に努めます。

⑩ 遺伝子組換え食品の検査 [食品生活衛生課]

遺伝子組み換え食品については、平成13年4月より安全性審査が法的に義務付けられ、使用の有無を消費者に明らかにするため、表示も義務化された。これに伴い、県内流通食品のモニタリング検査を実施し、違反食品の流通防止に努めます。

遺伝子組換え食品とは？

遺伝子組換え食品とは、細菌等の遺伝子の一部を切り取り、その構成要素の並び方を変え、もとの生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術を遺伝子組換え技術といい、この技術を応用して害虫や病気に強いなど、品種改良した農産物又はそれを原料とした食品のことです。

遺伝子組換え食品に関しては、平成13年4月から安全性審査と表示が義務付けられています。これまで厚生労働省によって安全性審査を経たものとしては、トウモロコシ、なたね、ジャガイモなどの農作物7作物と、キモシン、 α -アミラーゼなどの食品添加物6品目があります。



(厚生労働省パンフレット)

⑪ 食肉衛生検査 [食品生活衛生課・郡山市]

と畜検査及び食鳥検査を実施し、違反食肉等の流通販売を防止するため、検査員が、牛、馬、豚、めん羊、山羊及び食鳥の生体検査、解体検査、内臓検査等を実施します。

⑫ と畜場における病原微生物等モニタリング検査 [食品生活衛生課・郡山市]

と畜場で処理される食肉について腸管出血性大腸菌0157、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し、汚染食肉を排除します。

と畜場とは？

と畜場とは、と畜場法で定義する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)を食用に供する目的でとさつし、又は解体するために設置された施設をいいます。

⑬ TSEスクリーニング検査

[食品生活衛生課・郡山市]

食肉の安全性を確保するため、と畜場に搬入される牛、めん羊及び山羊について、スクリーニング検査を実施し、異常プリオンの有無を確認し、TSE汚染牛等の流通販売防止を図ります。

TSEとは？

TSEとは、伝達性海綿状脳症(TSE:Transmissible Spongiform Encephalopathy)という、異常化したプリオン(タンパク質)が主に脳に蓄積することによって、脳の組織がスポンジ状になり、異常行動、運動失調などの中枢神経症状を呈し、死に至る病気です。牛の場合には、BSEと呼ばれています。我が国では、牛のTSEスクリーニング検査(いわゆるBSEスクリーニング検査)は、平成13年10月より、すべての牛を対象に検査が開始されました。その後、厚生労働省は、食品安全委員会のリスク評価を受け、と畜場法施行規則を段階的に改正し、検査の対象となる牛及びめん羊及び山羊について、以下のとおり検査対象月齢を規定しました。

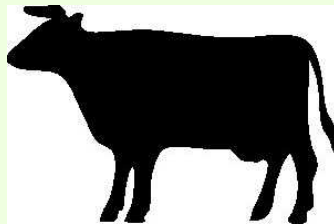
<牛>

- 平成17年8月1日より、生後21ヶ月齢以上が検査対象となる。
- 平成25年4月1日より、生後30ヶ月齢超が検査対象となる。
- 平成25年7月1日より、生後48ヶ月齢超が検査対象となる。

<めん羊及び山羊>

- 平成17年10月1日から、生後12ヶ月齢以上が検査の対象となる。

平成25年4月19日、厚生労働省は、各自治体に対して自主的に実施している牛の全頭検査の一斉見直しを要請し、本県を含めた全国の自治体では、牛のTSEスクリーニング検査を生後48ヶ月齢超として検査を実施しています。



⑭ 食鳥処理場における病原微生物等モニタリング検査

[食品生活衛生課]

鶏肉についてカンピロバクター、サルモネラ等のモニタリング検査を実施し、汚染状況を把握し汚染鶏肉を排除します。

⑮ と畜・食鳥処理場における動物用医薬品等モニタリング検査

[食品生活衛生課・郡山市]

と畜場及び食鳥処理場において処理される食肉及び鶏肉について、動物用医薬品(抗生物質、合成抗菌剤及び内部寄生虫用剤)の残留検査を強化し、食品衛生法に違反する食肉及び食鳥肉を排除します。

(5) 食の安全に関する調査研究の推進

食品の安全確保に向けた技術開発、調査研究等の推進を図るとともに、環境汚染物質等による環境及び食品への影響や汚染実態を把握します。

【具体的な取組み】

① 化学物質発生源の周辺環境調査

[水・大気環境課]

県内の一般環境中への排出量が比較的多い化学物質について、主要な発生源周辺の環境濃度を調査し、事業者の自主的な化学物質の管理及びリスクコミュニケーションへの活用を促進します。

② 化学物質使用量等の実態調査

[水・大気環境課]

化学物質使用事業者（PRTTR法届出対象事業者、化学物質適正管理指針対象事業者等）への調査等により、化学物質の適正管理及び使用実態の把握を促進します。

なお、PRTTR法に基づき届出された化学物質排出量等を公表します。

PRTRとは？

PRTRは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）の略称です。これは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質を製造したり使用したりしている事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。

国は、そのデータを集計するとともに、届け出られた排出量以外に家庭や農地、自動車などから環境に排出されている対象化学物質の量を推計して、それらのデータを併せて公表します。PRTRによって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができますようになります。

③ ダイオキシン類の環境モニタリング調査

[水・大気環境課]

大気、水質、土壌等の一般環境中のダイオキシン類濃度を調査し、環境基準等への適合状況を確認します。なお、調査結果については、公表します。

ダイオキシン類とは？

平成11年7月16日に公布されたダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めて“ダイオキシン類”と定義されました。ダイオキシン類の主な発生源は、ごみ焼却による燃焼ですが、その他に、製鋼用電気炉、たばこの煙、自動車排出ガスなどの様々な発生源があります。

ダイオキシン類は意図的に作られる物質ではなく、実際に環境中や食品中に含まれる量は超微量ですので、私たちが日常の生活の中で摂取する量により急性毒性が生じることはないと考えられます。